

令和5年3月6日
東北地方整備局

建築基準適合判定資格者の処分について

東北地方整備局長は、令和5年3月6日付けで建築基準適合判定資格者に対し、建築基準法第77条の6第2項に基づく業務禁止の処分を行いましたのでお知らせいたします。

【処分内容】

- ・ 建築基準適合判定資格者（確認検査員）
処分日 令和5年3月6日
処分権者 東北地方整備局長
資格者名 大島 由鶴（登録番号2000054号）
処分内容 業務禁止1月（令和5年4月3日から令和5年5月2日まで）

【処分事由の概要】

秋田県内の建築計画（1件）の確認申請書の審査を行った確認検査員として、確認審査等に関する指針（平成19年6月20日国土交通省告示第835号）第1第2項第1号の規定により、申請書等の記載事項が相互に整合していることを確かめることとされているにもかかわらず、構造詳細図等の図書の欠落を見過ごし、確認済証を交付させた。

発表記者会

宮城県政記者会、秋田県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

問い合わせ先

| | | |
|-----------------|--------------------|------------------|
| 国土交通省 東北地方整備局 | 電話 | 022（225）2171（代表） |
| 建政部 都市・住宅整備課 課長 | たかはま やすのぶ 高濱 康巨 | （内線6161） |
| 課長補佐 | ししど ひろふみ 尖戸 博文 | （内線6182） |